

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4533102号
(P4533102)

(45) 発行日 平成22年9月1日(2010.9.1)

(24) 登録日 平成22年6月18日(2010.6.18)

(51) Int.Cl.

F 1

G06F 21/24	(2006.01)	G06F 12/14	520 F
G06F 21/02	(2006.01)	G06F 12/14	510 C
G06K 17/00	(2006.01)	G06F 12/14	530 C
H04L 9/32	(2006.01)	G06F 12/14	560 D
		G06K 17/00	F

請求項の数 8 (全 18 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2004-334756 (P2004-334756)
 (22) 出願日 平成16年11月18日 (2004.11.18)
 (65) 公開番号 特開2005-174315 (P2005-174315A)
 (43) 公開日 平成17年6月30日 (2005.6.30)
 審査請求日 平成19年6月12日 (2007.6.12)
 (31) 優先権主張番号 特願2003-392377 (P2003-392377)
 (32) 優先日 平成15年11月21日 (2003.11.21)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(73) 特許権者 000001007
 キヤノン株式会社
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号
 (74) 代理人 100125254
 弁理士 別役 重尚
 (72) 発明者 鈴木 勝也
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キ
 ャノン株式会社内

審査官 高橋 克

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】情報処理装置、及び情報処理方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

可搬性記憶媒体から前記可搬性記憶媒体を特定するための第1の特定情報及び前記第1の特定情報とは異なる所定情報を読み出す情報読出手段と、

前記可搬性記憶媒体へ前記所定情報を書込む情報書き出し手段と、

前記情報読出手段が前記可搬性記憶媒体から読み出した前記所定情報を記憶する記憶手段と、

前記情報読出手段、前記情報書き出し手段及び前記記憶手段を制御する制御手段と、

前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報が前記記憶手段に記憶された第2の特定情報と一致する場合に、前記第1の特定情報に対応するユーザの所定エリアからの退場及び前記所定エリアへの入場を認証する認証手段とを有し、

前記制御手段は、

前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場が前記認証手段により認証される場合に、前記第1の特定情報と一致した前記第2の特定情報に、前記可搬性記憶媒体から読み出された前記所定情報を対応付けて前記記憶手段に記憶させるとともに前記所定情報を前記可搬性記憶媒体から消去するよう制御し、

前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアへの入場が前記認証手段により認証される場合に、前記記憶手段に前記第2の特定情報と対応付けて記憶された前記所定情報を前記第1の特定情報が読み出された前記可搬

性記憶媒体に書込むよう制御することを特徴とする情報処理装置。

【請求項 2】

前記記憶手段は、前記可搬性記憶媒体が前記所定エリアへ入場している入場状態であるか前記所定エリアから退場している退場状態であるかを示す入退場情報を前記第2の特定情報に対応付けて記憶し、

前記認証手段は、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報が前記記憶手段に記憶された前記第2の特定情報と一致する場合において、前記入退場情報が前記入場状態を示す場合は前記第2の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場を認証し、前記入退場情報が前記退場状態を示す場合は前記第2の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアへの入場を認証し、

前記制御手段は、前記認証手段が前記第2の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアへの入場を認証する場合は前記入退場情報を前記退場状態を示す情報から前記入場状態を示す情報に変更し、前記認証手段が前記第2の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場を認証する場合は前記入退場情報を前記入場状態を示す情報から前記退場状態を示す情報に変更するよう前記記憶手段を制御する

ことを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。

【請求項 3】

前記情報読出手段は、前記所定データを機密にすべきかどうかを示す機密情報を前記可搬性記憶媒体から読み出し、

前記制御手段は、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場が前記認証手段により認証される場合であって前記機密情報を前記所定情報を機密にすべきことを示す場合に、前記所定情報を前記可搬性記憶媒体から消去するよう制御することを特徴とする請求項1又は2記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記可搬性記憶媒体は、非接触にて通信可能な記憶媒体であり、前記情報読出手段は、非接触状態にて前記可搬性記憶媒体から情報を読み出し、前記情報書き手段は、非接触状態にて前記可搬性記憶媒体に情報を書込むことを特徴とする請求項1～3の何れか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

情報処理装置における情報処理方法であって、

可搬性記憶媒体から前記可搬性記憶媒体を特定するための第1の特定情報及び前記第1の特定情報とは異なる所定情報を読み出す情報読み出ステップと、

前記情報読み出ステップにより読み出された前記第1の特定情報が前記情報処理装置が備える記憶手段に記憶された第2の特定情報と一致する場合に、前記第1の特定情報に対応するユーザの所定エリアからの退場及び前記所定エリアへの入場を認証する認証ステップと、

前記情報読み出ステップにより読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場が前記認証ステップにて認証される場合に、前記第1の特定情報と一致した前記第2の特定情報に、前記可搬性記憶媒体から読み出された前記所定情報を対応付けて記憶手段に記憶させる記憶ステップと、

前記情報読み出ステップにより読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場が前記認証ステップにて認証される場合に、前記所定情報を前記可搬性記憶媒体から消去する消去ステップと、

前記情報読み出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアへの入場が前記認証ステップにて認証される場合に、前記記憶手段に前記第2の特定情報と対応付けて記憶された前記所定情報を前記第1の特定情報が読み出された前記可搬性記憶媒体に書込む情報書きステップとを有することを特徴とする情報処理方法。

【請求項 6】

前記記憶手段は、前記可搬性記憶媒体が前記所定エリアへ入場している入場状態であるか前記所定エリアから退場している退場状態であるかを示す入退場情報を前記第2の特定

10

20

40

50

30

情報に対応付けて記憶し、

前記認証ステップは、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報が前記記憶手段に記憶された前記第2の特定情報と一致する場合において、前記入退場情報が前記入場状態を示す場合は前記第2の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場を認証し、前記入退場情報が前記退場状態を示す場合は前記第2の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアへの入場を認証し、

前記情報処理方法は、更に、

前記認証ステップが前記第2の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアへの入場を認証する場合は前記入退場情報を前記退場状態を示す情報から前記入場状態を示す情報に変更し、前記認証ステップが前記第2の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場を認証する場合は前記入退場情報を前記入場状態を示す情報から前記退場状態を示す情報に変更する変更ステップを有する

ことを特徴とする請求項5記載の情報処理方法。

【請求項7】

前記情報読出手段は、前記所定データを機密にすべきかどうかを示す機密情報を前記可搬性記憶媒体から読み出し、

前記消去ステップは、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場が前記認証ステップにて認証される場合であつて前記機密情報を前記所定情報を機密にすべきことを示す場合に、前記所定情報を前記可搬性記憶媒体から消去することを特徴とする請求項5又は6記載の情報処理方法。

【請求項8】

前記可搬性記憶媒体は、非接触にて通信可能な記憶媒体であり、非接触状態にて前記可搬性記憶媒体から情報を読み出し、非接触状態にて前記可搬性記憶媒体に情報を書き込むことを特徴とする請求項5～7の何れか1項に記載の情報処理方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置、及び情報処理方法に関し、特に、可搬性記憶媒体を用いて入出管理等を行うのに好適な情報処理装置、及び情報処理方法に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、磁気カード等の可搬性のある記憶媒体等を用いて認証を行うことで、部屋（所定エリア）への入退出管理を行うセキュリティシステムが実現されている（特許文献1参照）。

【0003】

また、非接触ICメモリ[例えば、RFID (Radio Frequency Identification) タグ]等の可搬性記憶媒体の利用形態として、MFP (Multi Function Printer) に可搬性記憶媒体からの情報を読み出す機能を設けることが考えられる。この場合、MFPは、可搬性記憶媒体から、MFP（複合機）が実行すべきジョブ情報を読み出し、この読み出したジョブ情報に基づいてジョブを実行させることが考えられる。なお、ジョブの実行の一例としては、例えば画像データに基づいて用紙に画像をプリントするプリント処理がある。

【特許文献1】特開平11-303478号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

以上のような利用形態において、可搬性記憶媒体に機密情報（例えば、社外秘、或いは部門外秘等の機密データ）を格納した状態で、この可搬性記憶媒体を入退室が管理される部屋（所定エリア）の外部（社外、或いは部門外等）に持ち出した際には問題となる場合がある。例えば、可搬性記憶媒体を紛失してしまったような場合には、可搬性記憶媒体内に格納された機密情報が第3者により読み出されてしまい、機密情報に関するセキュリテ

10

20

30

40

50

イが低下する可能性がある。

【0005】

そこで、本発明は、可搬性記憶媒体が所定エリアから持ち出される場合の情報の漏洩を防止するとともに、可搬性記憶媒体に記憶された情報の所定エリア内での利用を可能とする情報処理装置及び情報処理方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記課題を解決するため、本発明に係る情報処理装置は、可搬性記憶媒体から前記可搬性記憶媒体を特定するための第1の特定情報及び前記第1の特定情報とは異なる所定情報を読み出す情報読出手段と、前記可搬性記憶媒体へ前記所定情報を書込む情報書き込み手段と、前記情報読出手段が前記可搬性記憶媒体から読み出した前記所定情報を記憶する記憶手段と、前記情報読出手段、前記情報書き込み手段及び前記記憶手段を制御する制御手段と、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報が前記記憶手段に記憶された第2の特定情報と一致する場合に、前記第1の特定情報に対応するユーザの所定エリアからの退場及び前記所定エリアへの入場を認証する認証手段とを有し、前記制御手段は、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場が前記認証手段により認証される場合に、前記第1の特定情報と一致した前記第2の特定情報に、前記可搬性記憶媒体から読み出された前記所定情報を対応付けて前記記憶手段に記憶させるとともに前記所定情報を前記可搬性記憶媒体から消去するよう制御し、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアへの入場が前記認証手段により認証される場合に、前記記憶手段に前記第2の特定情報と対応付けて記憶された前記所定情報を前記第1の特定情報が読み出された前記可搬性記憶媒体に書込むよう制御することを特徴とする。10

【0007】

また、本発明に係る情報処理方法は、情報処理装置における情報処理方法であって、可搬性記憶媒体から前記可搬性記憶媒体を特定するための第1の特定情報及び前記第1の特定情報とは異なる所定情報を読み出す情報読出手段と、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報が前記情報処理装置が備える記憶手段に記憶された第2の特定情報と一致する場合に、前記第1の特定情報に対応するユーザの所定エリアからの退場及び前記所定エリアへの入場を認証する認証手段と、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場が前記認証手段にて認証される場合に、前記第1の特定情報と一致した前記第2の特定情報に、前記可搬性記憶媒体から読み出された前記所定情報を対応付けて記憶手段に記憶させる記憶手段と、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアからの退場が前記認証手段にて認証される場合に、前記所定情報を前記可搬性記憶媒体から消去する消去手段と、前記情報読出手段により読み出された前記第1の特定情報に対応するユーザの前記所定エリアへの入場が前記認証手段にて認証される場合に、前記記憶手段に前記第2の特定情報と対応付けて記憶された前記所定情報を前記第1の特定情報が読み出された前記可搬性記憶媒体に書込む情報書き込み手段とを有することを特徴とする。30

【発明の効果】

【0008】

本発明によれば、可搬性記憶媒体に対応するユーザの所定エリアからの退場が認証される場合に可搬性記憶媒体に記憶された所定情報を消去し、退場が認証されたユーザの所定エリアへの入場が認証される場合に当該ユーザに対応する可搬性記憶媒体に、消去された所定情報を書込むので、所定情報が所定エリア外に漏れるのを防止することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

以下、本発明を実施するための一形態を、図面に基づいて詳細に説明する。

【0010】

50

20

30

40

図1は、本発明の一形態に係る情報処理装置を適用したセキュリティシステムのシステム構成図である。本システムにおいては、門、ドア等の物理的な複数のゲートや物理的な壁(不図示)等によって外界から区分された部屋であるセキュリティエリア(機密エリアとも言う)100を想定しており、このセキュリティエリア100内には、セキュリティサーバ103、MFP(複合機)105、文書サーバ106、清算装置108が配備されている。なお、門、ドア等の物理的な複数ゲートには、これらゲートを開閉制御するゲート制御部101が設けられている。そして、ゲートが閉じられた状態ではセキュリティエリア100への入退室が禁止され、ゲートが開けられた状態ではセキュリティエリア100への入退室が許可される。

【0011】

10

また、複数のゲートの各々には、RFIDタグ(非接触IC)104内の不揮発性メモリ201(図2参照)にアクセスするためのリーダ/ライタ109も設置されている。また、各ゲートに設置された各リーダ/ライタ109は、第1のネットワーク102によって相互に接続されており、この第1のネットワーク102には、ゲート制御部101、セキュリティサーバ103も接続されている。

【0012】

図8に示したように、セキュリティサーバ103は、リーダ/ライタ109と情報(データ)の入出力をするためのI/F部801と、セキュリティサーバ103を制御するための制御部802と、制御部802により制御され、後述するテーブルデータ804等を記憶するハードディスク等の記憶部803とを有する。なお、この記憶部803には、図5のフローチャートにおけるステップS503～S505、図6のフローチャートにおけるステップS603、S604に対応するアプリケーションプログラムも格納されている。

20

【0013】

このようなネットワーク構成の下で、RFIDタグ104内の不揮発性メモリ201に格納されたユーザID401(図4参照)をリーダ/ライタ109で読み出してセキュリティサーバ103に転送し、このセキュリティサーバ103にて当該ユーザの入退出を管理すると共に、ゲート制御部101を介してゲートを開閉することにより、セキュリティエリア100を形成している。

【0014】

30

なお、本実施形態では、セキュリティサーバ103によるユーザの入退出管理に応じて、物理的なゲートをゲート制御部101により開閉制御しているが、必ずしも物理的なゲートをゲート制御部101により開閉制御する必要はない。

【0015】

また、後で詳細に説明するように、機密データ(ジョブ情報、コマンドを含む)が格納されRFIDタグ104をセキュリティエリア100の外に持ち出す場合は、RFIDタグ104内の機密データをリーダ/ライタ109で読み出してセキュリティサーバ103に退避すると共に、RFIDタグ104内の機密データを消去することにより、セキュリティエリア100外で機密データが第3者に漏洩するのを防止している。

【0016】

40

また、RFIDタグ104をセキュリティエリア100の中に再度持ち込む場合に、セキュリティサーバ103に退避した機密データをリーダ/ライタ109を介してRFIDタグ104に書き戻すことにより、セキュリティエリア100内で機密データを自由に利用できるようにしている。

【0017】

セキュリティエリア100内のMFP(複合機)105、清算装置108には、それぞれ、リーダ/ライタ105a、108aが搭載されており、後述するように、セキュリティエリア100内では、MFP(複合機)105、清算装置108は、それぞれリーダ/ライタ105a、108aを介して、RFIDタグ104内のメモリに対して自由にアクセスできるように構成されている。

50

【0018】

なお、第1のネットワーク102は、機密性を向上させるため、外界のネットワーク（インターネット等）とは物理的に分離されていることが望ましいが、物理的に分離することなく、ゲートウェイ等により情報的に分離するようにしてもよい。

【0019】

MFP105と文書サーバ106は、第2のネットワーク107を介して接続されている。この第2のネットワーク107は、LAN、SAN(Storage Area Network)等により構成されているが、必ずしも第1のネットワーク102と物理的に接続されている必要はない。

【0020】

MFP105に対するRFIDタグ104の利用形態としては、MFP105に搭載されたリーダ／ライタ105aにRFIDタグ104をかざすことで、このRFIDタグ104に格納されたFAX送信先情報、電子メールアドレス、文書サーバ106に格納された文書データの位置情報等を非接触にてMFP105にダウンロードし、それぞれFAX送信、電子メール送信、文書印刷出力を実行させること等が可能である。また、MFP105に搭載されたリーダ／ライタ105aにRFIDタグ104を近づけた状態で、MFP105の操作部（不図示）からFAX送信先情報、メールアドレス、文書サーバ106に格納された文書データの位置情報等を入力し、リーダ／ライタ105aを介して非接触にてRFIDタグ104に格納することも可能である。

【0021】

清算装置108は、例えば食堂等に設置されており、この清算装置108に対するRFIDタグ104の利用形態としては、例えば清算装置108がRFIDタグ104に格納されたユーザID等に基づいて清算処理を行うことが可能である。この際、清算処理としては、予めプリペイドカード方式で入金を行っておくことで、RFIDタグ104に格納された残高情報を元に清算する方式でも、或いは清算装置108に接続された清算用サーバ（不図示）によって、ユーザ毎の代金情報を上記清算サーバ内に積算・記憶し、1ヶ月等の間隔で清算を行うような構成でもよい。また、毎回の食事の内容等を上記清算サーバ又はRFIDタグ104に格納し、後から履歴を参照できる構成にしてもよい。

【0022】

上記MFP105及び、清算装置108に対するRFIDタグ104の利用形態は、あくまでも一例であり、上記に説明した形態以外にも種々の形態に適用できる。なお、RFIDタグ104は、上記MFP105、清算装置108以外のセキュリティエリア100内の各種の電子情報機器で利用することができる。

【0023】**[RFIDタグ]**

図2は、RFIDタグ104の構成を示すブロック図である。RFIDタグ104は、非接触ICチップ、或いはデータキャリアとも呼ばれ、リーダ／ライタと無線で（すなわち非接触で）交信することが可能となっている。本実施形態では、カード型のRFIDタグを想定しており、このカード型RFIDタグ内には、以下のデバイスを内蔵した非接触ICチップが内包されている。

【0024】

すなわち、RFIDタグ（非接触ICチップ）104には、不揮発性メモリ201、電波を送受信するためのアンテナ部202、共振コンデンサ部203、電流の整流・平滑を行うための電力生成部204、電波の復調・変調を行うための復変調回路205、及び制御部206が形成されている。このRFIDタグ104は、バッテリ等の電源を内蔵しておらず、リーダ／ライタから供給される電波に基づいて電力を誘電している。

【0025】

すなわち、アンテナ部202は、共振コンデンサ部203との組み合わせで共振回路を形成している。一方、リーダ／ライタは、後述するように、常時、電力生成用の電波（交流磁界）を発している。このリーダ／ライタにRFIDタグ104をかざすと、RFID

10

20

30

40

50

タグ 104 内の上記共振回路には電磁誘導作用により誘導電流が発生する。この誘導電流は、電力生成部 204 に出力され、電力生成部 204 は、入力された誘導電流を整流・平滑して所定電圧の電力を生成し、不揮発性メモリ 201、制御部 206、復変調回路 205 に供給する。制御部 206 は、RFID タグ 104 を全体的に制御するものである。

【0026】

リーダ／ライタは、電力生成用の電波信号の他に各種のデータに係る電波信号も同時に送信しており、このデータに係る電波信号は、復変調回路 205 によって復調され、制御部 206 の制御の下に不揮発性メモリ 201 に書き込まれる。また、制御部 206 は、不揮発性メモリ 201 からデータを読み出し、復変調回路 205 によって変調してアンテナ部 202 を介して電波信号として送信する。

10

【0027】

なお、制御部 206 は、ROM（図示省略）を内蔵しており、この ROM には、図 5 のフローチャートにおけるステップ S501～S502、S506、S509、図 6 のフローチャートにおけるステップ S601～S602、S606～S607 に対応するアプリケーションプログラムが格納されている。ただし、このアプリケーションプログラムは、不揮発性メモリ 201 に格納してもよい。

【0028】

[リーダ／ライタ]

図 3 は、リーダ／ライタ 109、105a、108a の構成を示すブロック図である。リーダ／ライタ 109、105a、108a は、電波信号を送信するための送信アンテナ部 301 と、I/F 部 306 から入力される信号を送信アンテナ部 301 から送信するデータ信号へ変調する変調回路 302 と、電波信号を受信する受信アンテナ部 303、受信アンテナ部 303 より受信した電波信号を I/F 部 306 から出力するための信号へ復調する復調回路 304、上位機器（本実施形態では、セキュリティサーバ 103）との通信を行う I/F 部 306、及び制御部 305 を有する。そして、制御部 305 は、送信アンテナ部 301、変調回路 302、受信アンテナ部 303、復調回路 304、及び I/F 部 306 を制御する。なお、送信アンテナ部 301 には、電波信号を発するため電力を生成する交流電源 307 が接続されている。

20

【0029】

制御部 305 は、セキュリティサーバ 103 からの指示により、変調回路 302 を用いて電力を供給するための電波、及び送信するデータを変調して、送信アンテナ部 301 を介して電波を発信させる。また、制御部 305 は、受信アンテナ部 303 で受信した電波信号を、復調回路 304 により復調させた後、データ信号として扱えるように変換することができる。つまり、制御部 305 は、送信アンテナ部 301 から電波信号を発信させることで送信アンテナ部 301 の送信範囲内に存在する RFID タグ 104 の不揮発性メモリ 201 へ情報（データ）を書き込むことができる。制御部 305 は、受信アンテナ部 303 で受信された電波信号を復調回路 304 にて復調させることで受信アンテナ部 303 の受信範囲内に存在する RFID タグ 104 の不揮発性メモリ 201 から情報（データ）を読み込むことができる。

30

【0030】

なお、制御部 305 は、ROM（図示省略）を内蔵しており、この ROM には、図 5 のフローチャートにおけるステップ S501～S502、S505～S511、図 6 のフローチャートにおけるステップ S601～S602、S605～S608 に対応するアプリケーションプログラムが格納されている。

40

【0031】

[RFID タグの格納データ]

図 4 は、RFID タグ 104 の不揮発性メモリ 201 に格納されたデータを示す概念図である。

【0032】

RFID タグ 104 内の不揮発性メモリ 201 には、当該 RFID タグ 104 の所有権

50

者のユーザID401と個別データ402が格納されている。このユーザID401としては、各RFIDタグ104に対してそれぞれに固有の値（数値、記号等）が割り振られており、このユーザID401に基づいて当該RFIDタグ104を所有するユーザを認証することができる。すなわち、各RFIDタグ104内の不揮発性メモリ201に格納された各ユーザID401は、本システムの運用前に予めセキュリティサーバ103に登録されており、例えばゲートを通過する際に、リーダ／ライタ109によりRFIDタグ104からユーザID401を読み取り、セキュリティサーバ103に登録されたユーザID等と照合することで、当該ユーザがゲートを通過しても良いか否かを判断し（これを認証と呼ぶ）、入場／退出した旨がセキュリティサーバ103に記録される。

【0033】

10

個別データ402は、1つのRFIDタグ104内に1つ又は複数の個別データ402が格納されている。各個別データ402は、それぞれ個別データID403、データ本体404、機密フラグ405によって構成されている。

【0034】

個別データID403は、各個別データ402（すなわち、データ本体404）を識別するためのIDであり、電力生成用の電波信号個別データ402毎に固有の値（数値、記号等）が割り振られており、ユーザID401と組み合わせることで、MFP105や清算装置108に対して、データ本体404の各種データを授受することができる。

【0035】

20

データ本体404は、実際に読み書きされて各種処理に用いられる個別データ402の実体をなすデータであり、前述のように、MFP105に関するデータとしては、FAX送信先情報、電子メールアドレス、文書サーバ106に格納された文書データの位置情報等が読み書きされ。なお、MFP105操作部から入力された情報を追加、或いは上書きすることも可能である。

【0036】

また、清算装置108に関するデータとしては、予め入金された金銭データや、食事の履歴情報が読み書きされる。なお、金銭データは清算装置108に接続された清算サーバ（不図示）によってのみ書き換えられる情報である。食事の履歴情報は、清算装置108によって書き換えられる情報である。

【0037】

30

機密フラグ405は、個別データ402毎に設定される情報であり、当該個別データ402が機密情報を含むのか否かを表している。本実施形態では、機密フラグ405がON（1）の場合は機密情報を含み、OFF（0）の場合は機密情報を含まないものと定義している。この機密フラグ405は、セキュリティサーバ103に接続されるリーダ／ライタ109でのみ書き込みが可能となっている。

【0038】

なお、本明細書では、機密フラグ405がONとなっている個別データ402については、その個別データ402の全部が機密事項ではなく一部だけが機密事項となっている場合も、当該個別データ402全体を機密データと呼んでいる（特許請求の範囲も同趣旨）。

【0039】

40

[退場処理]

次に、セキュリティエリア100の内部から外部に退出する場合の処理を、図5のフローチャートに基づいて説明する。なお、図5は、少なくともセキュリティサーバ103とリーダ／ライタ109で構成される情報処理装置が実行する動作である。

【0040】

ステップS501：リーダ／ライタ109の制御部305は、RFIDタグタグ104と通信可能か否かを判定する。RFIDタグ104には、リーダ／ライタ109から発せられた電波により電力が誘電されるので、リーダ／ライタ109の通信可能範囲にユーザがRFIDタグ104を近づけると、リーダ／ライタ109はRFIDタグ104との通

50

信が可能となる。なお、リーダ／ライタ109にRFIDタグ104を近づけて、後述する所定の認証処理を実行しないとゲートが開かないようになっているので、ユーザはセキュリティエリア100から退場するためにはRFIDタグ104をリーダ／ライタ109に近づける必要がある。

【0041】

ステップS502：リーダ／ライタ109の制御部305は、RFIDタグ104の制御部206と協働して、RFIDタグ104内の不揮発性メモリ201から、ユーザID401を読み出してセキュリティサーバ103に送信する。

【0042】

ステップS503：セキュリティサーバ103は、リーダ／ライタ109から受信したユーザID401が、当該セキュリティサーバ103に登録されており、かつ、そのユーザID401に係るユーザの入退出の状況が「入場」となっているか否かを判別することにより、当該ユーザの退出を認証するか否かを判別する。

【0043】

具体的には、セキュリティサーバ103の制御部802は、リーダ／ライタ109の制御部305を介して入力されるユーザIDが、セキュリティサーバ103内のテーブルデータ804に記憶されているユーザIDと一致し、かつそのユーザIDに対応付けられた入退場状況が「入場」となっている場合には、ユーザの退出を認証することとし、認証する旨の情報をI/F部801を介してリーダ／ライタ109へ送信する。そして、セキュリティサーバ103は、ユーザの退出を認証する場合はステップS505へ処理を進め、ユーザの退出を認証しない場合はステップS504へ処理を進める。

【0044】

ここで、RFIDタグ104には、そのRFIDタグ104を特定するための情報としてRFIDタグ104の所有者であるユーザIDが予め不揮発性メモリ201の記憶領域の一部に記憶されているものとする。また、セキュリティサーバ103には、ユーザIDを管理するためのテーブルデータ804（例えば、図7に示す内容を記憶する）が記憶されており、テーブルデータ804には、RFIDタグ104を特定するためのユーザIDと対応付けて、ユーザ（言い換えれば、ユーザIDで特定されるRFIDタグ104）の入退室状況、及び後述する機密情報が記憶されているものとする。なお、機密情報等を含むテーブルデータ804は、セキュリティサーバ103内のハードディスク等の記憶部803に記憶させておくものとする。

【0045】

ステップS504：セキュリティサーバ103は、受信に係るユーザID401が当該セキュリティサーバ103に登録されていない、或いは登録されていても当該ユーザID401に係るユーザの入退出の状況が「退出」となっている場合（この場合は、過去に不正にセキュリティエリア100内に入場したことを意味する）は、当該ユーザの退出を認証せずに、所定の警告処理を行う。この警告処理としては、例えば、ゲートに設置された表示装置（図示省略）に警告メッセージを表示する、ゲートに設置されたスピーカ（図示省略）により警告音を鳴らす、或いはゲート制御部101によりゲートを一時的に閉鎖状態にロックさせること等が考えられる。

【0046】

ステップS505：セキュリティサーバ103は、受信に係るユーザID401が当該セキュリティサーバ103に登録され、かつ当該ユーザID401に係るユーザの入退出の状況が「入場」となっている場合は、当該ユーザの退出を認証し、当該ユーザID401に係るユーザの入退出の状況を「退場」に変更し、当該ユーザの退出を認証した旨の情報をリーダ／ライタ109に通知する。

【0047】

なお、リーダ／ライタ109の制御部305は、セキュリティサーバ103からユーザの退出を認証した旨の情報を受信すると、ユーザが退出したことを示す情報（言い換えれば、RFIDタグ104がセキュリティエリア100に存在しない「退場」状態にあるこ

10

20

30

40

50

とを示す情報)をR F I Dタグ104の不揮発性メモリ201に書き込むよう変調回路302を制御する。

【0048】

なお、本実施形態では、テーブルデータ804が使用する記憶部803の記憶容量を削減するため、セキュリティサーバ103の記憶部803は、最新の入退出状況だけを記憶しているが、過去の全て、或いは複数の入退出状況(履歴)を記憶するようにしてよい。

【0049】

ステップS506:リーダ/ライタ109の制御部305は、当該ユーザの退出を認証した旨の情報をセキュリティサーバ103から受信すると、R F I Dタグ104の制御部206と協働して、R F I Dタグ104内の不揮発性メモリ201から、1つの個別データ402に係る個別データID403と機密フラグ405を読み出して、セキュリティサーバ103へ送信する。10

【0050】

ステップS507:セキュリティサーバ103の制御部802は、個別データ402に対応する機密フラグ405がONとなっているか否かを判別する。

【0051】

ステップS508:セキュリティサーバ103の制御部802は、機密フラグ405がONとなっていると判断した場合は、リーダ/ライタ109の制御部305とR F I Dタグ104の制御部206とを協働させて、対応する個別データ402(データ本体404)をR F I Dタグ104内の不揮発性メモリ201から読み出して、セキュリティサーバ103に送信させる。20

【0052】

ここで、R F I Dタグ104の不揮発性メモリ201から個別データ402を受信したセキュリティサーバ103の制御部802は、受信した個別データ402をステップS503にて認証したユーザIDと対応付けてテーブルデータ804として記憶部803に記憶(退避)させる。

【0053】

ステップS509:リーダ/ライタ109の制御部305は、ステップS508でセキュリティサーバ103の記憶部803に退避させた個別データ402を、不揮発性メモリ201から消去して、ステップS510に進む。一方、ステップS507で機密フラグ405がOFFとなっていると制御部802が判断した場合、セキュリティサーバ103の制御部802及びリーダ/ライタ109の制御部305は、ステップS508の退避処理、ステップS509の消去処理を行うことなく、ステップS510に進む。30

【0054】

ステップS510:リーダ/ライタ109の制御部305は、R F I Dタグ104の制御部206と協働して、R F I Dタグ104内の不揮発性メモリ201を参照し、機密フラグ405のチェック等を行っていない次の個別データ402が存在するか否かを判別する。

【0055】

その結果、機密フラグ405のチェック等を行っていない次の個別データ402が存在すれば、リーダ/ライタ109の制御部305は、ステップS506に戻り、当該次の個別データ402に対して同様の処理を行う。一方、全ての個別データ402に対する機密フラグ405のチェック等の処理が完了した場合はステップS511へ進み、リーダ/ライタ109の制御部305は、例えばゲート制御部101によりゲートをオープンさせる等の退場処理を行い、本処理を終了する。40

【0056】

以上説明したように、リーダ/ライタ109の制御部305は、復調回路304がR F I Dタグ104から読み出した入退場の情報が「入場」を示す場合であってR F I Dタグ104に記憶された個別データ402の機密フラグがONとなっている場合は、R F I D50

タグ104に記憶された個別データ402を読み出し不可能とするように、個別データ402の退避及び削除を行う。また、リーダ／ライタ109の制御部305は、RFIDタグ104に、入退場の情報として「退場」を示す情報を書き込むように変調回路302を制御する。

【0057】

なお、セキュリティサーバ103の制御部802は、RFIDタグ104の不揮発性メモリ201に記憶されている複数の個別データ（図4の402、406、407、408）の各々について機密フラグが設定されているかをステップS507にて判断するので、複数の個別データのうち機密にすべきデータを不揮発性メモリ201から確実に消去するとともに、機密にする必要のないデータを不揮発性メモリ201に記憶させたままとすることができる。10

【0058】

[入場処理]

次に、RFIDタグ104を携帯するユーザが、セキュリティエリア100の外部からセキュリティエリアの内部に入場する場合の処理を、図6のフローチャートに基づいて説明する。なお、図6は、少なくともセキュリティサーバ103とリーダライタ109で構成される情報処理装置が実行する動作である。

【0059】

ステップS601：リーダ／ライタ109の制御部305は、RFIDタグ104と通信可能か否かを判定する。RFIDタグ104には、リーダ／ライタ109から発せられた電波により電力が誘電されるので、リーダ／ライタ109の通信可能範囲にユーザがRFIDタグ104を近づけると、リーダ／ライタ109はRFIDタグ104との通信が可能となる。なお、リーダ／ライタ109にRFIDタグ104を近づけて、後述する所定の認証処理を実行しないとゲートが開かないようにしているので、ユーザはセキュリティエリア100へ入場するためにはRFIDタグ104をリーダ／ライタ109に近づける必要がある。20

【0060】

ステップS602：リーダ／ライタ109の制御部305は、RFIDタグ104の制御部206と協働して、RFIDタグ104内の不揮発性メモリ201から、ユーザID401を読み出してセキュリティサーバ103に送信する。30

【0061】

ステップS603：セキュリティサーバ103は、リーダ／ライタ109から受信したユーザID401が、当該セキュリティサーバ103に登録されており、かつ、そのユーザID401に係るユーザの入退出の状況が「退場」となっているか否かを判別することにより、当該ユーザの入場を認証するか否かを判別する。

【0062】

具体的には、セキュリティサーバ103の制御部802は、リーダ／ライタ109の制御部305を介して入力されるユーザIDが、セキュリティサーバ103内のテーブルデータ804に記憶されているユーザIDと一致し、かつそのユーザIDに対応付けられた入退場状況が「退場」となっている場合には、ユーザの入場を認証することとし、認証する旨の情報をI/F部801を介してリーダ／ライタ109へ送信する。40

【0063】

そして、セキュリティサーバ103は、ユーザの入場を認証する場合はステップS605へ処理を進め、ユーザの入場を認証しない場合はステップS604へ処理を進める。

【0064】

ステップS604：セキュリティサーバ103は、受信に係るユーザID401が当該セキュリティサーバ103に登録されていない、或いは登録されていても当該ユーザID401に係るユーザの入退出の状況が「入場」となっている場合（この場合は、過去に不正にセキュリティエリア100の外に退出したことを意味する）は、当該ユーザの入場を認証せずに、所定の警告処理を行う。50

【0065】

この警告処理としては、例えば、ゲートに設置された表示装置に警告メッセージを表示する、ゲートに設置されたスピーカにより警告音を鳴らす、或いはゲート制御部101によりゲートを一時的に閉鎖状態にロックさせること等が考えられる。

【0066】

ステップS605：セキュリティサーバ103は、受信に係るユーザID401が当該セキュリティサーバ103に登録され、かつ当該ユーザID401に係るユーザの入退出の状況が「退出」となっている場合は、当該ユーザの入場を認証し、当該ユーザID401に係るユーザの入退出の状況を「入場」に変更し、当該ユーザの入場を認証した旨の情報をリーダ／ライタ109に通知する。 10

【0067】

なお、リーダ／ライタ109の制御部305は、セキュリティサーバ103からユーザの入場を認証した旨の情報を受信すると、ユーザが入場したことを示す情報（言い換えれば、RFIDタグ104がセキュリティエリア100に存在する「入場」状態にあることを示す情報）をRFIDタグ104の不揮発性メモリ201に書き込むよう変調回路302を制御する。

【0068】

ステップS606：リーダ／ライタ109の制御部305は、当該ユーザID401に係るユーザの入場を認証した旨の情報をセキュリティサーバ103から受信すると、当該ユーザID401に係る退避された個別データ402をセキュリティサーバ103に照会して送信してもらい、RFIDタグ104の制御部206と協働して、RFIDタグ104内の不揮発性メモリ201に書き戻す。 20

【0069】

例えば、セキュリティサーバ103の制御部802は、当該ユーザID401がテーブルデータ804に示される「13114039」（その入退場情報は「退場」）であり、ステップS603にて不揮発性メモリ201から読み出した入退場情報が「退場」状態を示す場合であれば（図7参照）、退場した際に機密データであるとして記憶部803へ退避させた情報（aaa.txt）をRFIDタグ104の不揮発性メモリ201へ書き戻すよう、当該情報（aaa.txt）をリーダ／ライタ109へ送信する。セキュリティサーバ103から情報（aaa.txt）を受信したRFIDタグ104の制御部305は、情報（aaa.txt）をRFIDタグ104の不揮発性メモリ104へ書き込むよう、変調回路302を制御する。 30

【0070】

ステップS607：リーダ／ライタ109の制御部305は、当該ユーザID401に係る退避された他の個別データ（図4における406、407、408）が存在するか否かをセキュリティサーバ103に問合せ、退避された他の個別データが存在する場合は、ステップS606に戻ることにより、当該他の個別データ402をRFIDタグ104内の不揮発性メモリ201に書き戻す。

【0071】

なお、セキュリティサーバ103の制御部802は、セキュリティサーバ103内の記憶部803の記憶領域を有効利用するため、不揮発性メモリ201に書き戻した個別データ402を記憶部803から消去する。また、セキュリティサーバ103の制御部802は、上記のように、リーダ／ライタ109の制御部305からの照会や問合せに応答して、退避に係る個別データ402をリーダ／ライタ109に送信するのではなく、ステップS602でリーダ／ライタ109から受信したユーザID401に基づいて、能動的に退避に係る個別データ402を検索してリーダ／ライタ109に送信するようにしてよい。 40

【0072】

ステップS608：一方、退避された他の個別データ402が存在しない場合は、リーダ／ライタ109の制御部305は、例えばゲート制御部101によりゲートをオープン

10

20

30

40

50

させる等の入場処理を行い本処理を終了する。

【0073】

このように、本実施形態では、セキュリティエリア100の外部にRFIDタグ104を持ち出す場合に、RFIDタグ104から機密データを読み出してセキュリティサーバ103に退避した後に、RFIDタグ104上の退避に係る機密データを消去するとともに、セキュリティエリア100の中にRFIDタグ104を持ち込む場合に、退避に係る機密データをRFIDタグ104に書き戻して復元している。

【0074】

従って、本実施形態によれば、機密データがセキュリティエリア100の外で第3者に漏れて悪用されるのを回避することが可能となる。また、機密データの退避、消去、書戻し処理は、RFIDタグ104をリーダ／ライタ109にかざした際に自動的に行われる10ので、ユーザの負担が増大することはない。

【0075】

また、RFIDタグ104にはバッテリを搭載する必要がないので、RFIDタグ104の小型化が可能になると共に、セキュリティシステムを安価に構築することが可能となる。さらに、ユーザ認証を受けないと機密データの復元は行われないので、万一、ユーザ認証を受けずに不正にセキュリティエリア100の中に入場したとしても、機密データを利用できなくなり、セキュリティ機能が更に向上する。

【0076】

[実施形態の変形例]

上記のように、RFIDタグ104に格納された機密データを退避、消去、書戻しを行うことなく、以下のようにして、機密データの漏洩を防止するようにしてもよい。

【0077】

すなわち、個別データ402に対応付けた読出可能フラグをRFIDタグ104の不揮発性メモリ201に記憶させ、セキュリティエリア100の外にRFIDタグ104を持ち出す際には、機密データに係る読出可能フラグを読出不可状態に設定し、且つセキュリティエリア100の中にRFIDタグ104を持ち込む際には、機密データに係る読出可能フラグを読出可能状態に設定することで、セキュリティエリア100の外では、機密データの漏洩を防止すると共に、セキュリティエリア100の中では、機密データを自由に利用できるようにしてもよい。

【0078】

この場合、上記読出可能フラグは、上記セキュリティサーバ103によって当該RFIDタグ104のユーザが認証された場合にのみ、例えばリーダ／ライタ109によりフラグ値を変更できるようにする必要がある。また、RFIDタグ104においては、制御部206、又はメモリコントローラ(不図示)内に、上記読出可能フラグが読出不可状態に設定された個別データ(機密データ)を読出せないようにする制御機構を設け、RFIDタグ用の市販のリーダ／ライタ等では、この機密データを読出せないようにする必要がある。

【0079】

なお、上記実施形態例では、機密データの退避、消去、或いは書戻しの処理を行う必要があるため、入退出管理に要する時間が長くなる可能性が考えられる。一方、変形例では、機密データを直接処理することはないので、入退出管理に要する時間は短くなるが、機密データが形式上セキュリティエリア100の外に持ち出されてしまい、セキュリティの点では多少の不安が残る。上記実施形態例と変形例の何れを選択するかは、セキュリティ性と入退出管理の所要時間との何れを重要視するかで決定すればよい。

【0080】

なお、個別データ402, 406, 407, 408の構成データとして、上記読出可能フラグの代わりに、アクセス可能フラグを定義することにより、機密データの上に他のデータが上書きされる等して機密データが破壊されるのを防止することも可能である。

【0081】

10

20

30

40

50

また、上記のように R F I D タグを入退出管理に利用せず、各種の装置で使用するデータを記録するだけの目的で利用する場合にも、本発明を適用することが可能である。この場合は、機密エリアに対する R F I D タグの持出し / 持込みを検知する手段としては、R F I D タグ用のリーダ / ライタを用いる必要はなく、例えば、パチンコ店、ゲームセンタ等の遊技場で R F I D タグを遊戯代金の清算媒体として利用するような場合において、所定の装置により遊技場に磁場（すなわち、機密エリア）を形成し、R D I D タグには磁場を検知するデバイスを搭載し、このデバイスにより機密エリアに対する R F I D タグの持出し / 持込みを検知することも可能である。

【 0 0 8 2 】

なお、上記の遊戯場で R F I D タグを遊戯代金の清算媒体として利用する例では、上記実施形態、又は変形例に係る機密データの漏洩防止処理は、R F I D タグに格納されたプリペード情報が他の経営者に係る遊技場で使用されるのを回避するために行われる。10

【 0 0 8 3 】

また、R F I D タグにバッテリを搭載することも可能である。この場合は、R F I D タグの制御部は、リーダ / ライタの制御部と協働することなく、主体的に上記実施形態、又は変形例に係る機密データの漏洩防止処理を実行するように構成することも可能である。

【 0 0 8 4 】

さらに、機密データの漏洩防止処理として、機密エリアの外に R F I D タグを持出す際に、当該 R F I D タグ内の機密データを暗号化し、機密エリアの中に R F I D タグを持込む際に（必要に応じてユーザ認証も行って）、当該 R F I D タグ内の暗号化された機密データを復号化することも可能である。20

【 0 0 8 5 】

また、R F I D タグの通信方式は、電波、又は電磁波を用いることなく、例えば、赤外線等の光を用いた通信方式でもよい。また、R F I D タグの形状は、カード型でなく、ラベル型、コイン型、箱型、ステイック型等であってもよい。

【 0 0 8 6 】

また、本発明は、厳密な意味では機密データと言えないようなデータ、例えば、プライバシーに係るデータ、青少年に有害なデータ等に適用することも可能である。

【 0 0 8 7 】

さらに、本発明の目的は、上記実施形態、変形例等の機能を実現するソフトウェアのプログラムコードを R F I D タグ、リーダ / ライタに無線通信等により非接触でダウンロードし、R F I D タグ、リーダ / ライタの制御部がダウンロードに係るプログラムコードを実行することによっても、達成されることは言うまでもない。30

【 0 0 8 8 】

この場合、上記プログラムコード自体が前述した実施形態、変形例等の機能を実現することになり、そのプログラムコードを記憶した記憶媒体は本発明を構成することになる。また、上記プログラムコードを実行することにより、前述した実施形態、変形例等の機能が実現されるだけでなく、そのプログラムコードの指示に基づき、R F I D タグ、リーダ / ライタ上で稼動しているオペレーティングシステム（O S）などが実際の処理の一部または全部を行い、その処理によって前述した実施形態、変形例等の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。40

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 8 9 】

【 図 1 】本発明の一形態に係る情報処理装置を適用したセキュリティシステムのシステム構成図である。

【 図 2 】上記セキュリティシステムの R F I D タグの概略構成を示すブロック図である。

【 図 3 】上記セキュリティシステムのリーダ / ライタの概略構成を示すブロック図である。50

【 図 4 】上記 R F I D タグの不揮発性メモリ内のデータの構成を示す概念図である。

【 図 5 】セキュリティエリアから R F I D タグを持ち出す場合のセキュリティシステムの

処理を示すフローチャートである。

【図6】セキュリティエリアにRFIDタグを持ち込む場合のセキュリティシステムの処理を示すフローチャートである。

【図7】セキュリティサーバの記憶部に記憶されるテーブルデータを示す図である。

【図8】セキュリティサーバの構成を示すブロック図である。

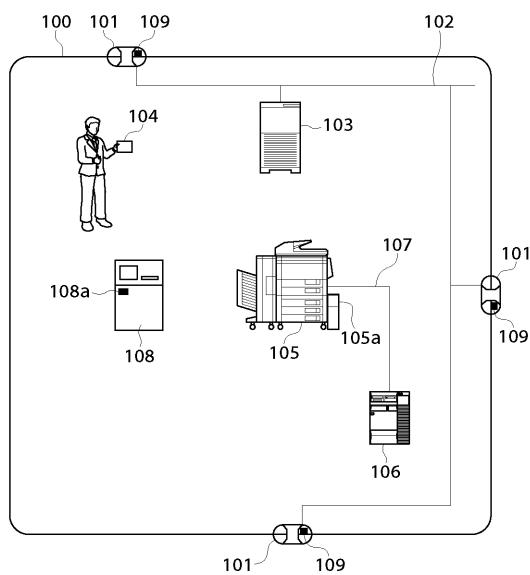
【符号の説明】

【0090】

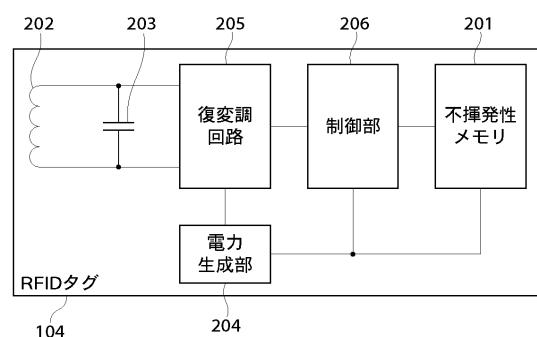
100...セキュリティエリア、101...ゲート制御部、103...セキュリティサーバ、104...RFIDタグ、109, 105a, 108a...リーダ/ライタ、201...不揮発性メモリ、205...RFIDタグの制御部、305...リーダ/ライタの制御部、401...ユーザID、402, 406, 407, 408...個別データ、405...機密フラグ

10

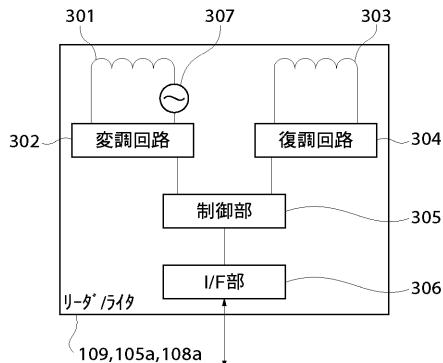
【図1】



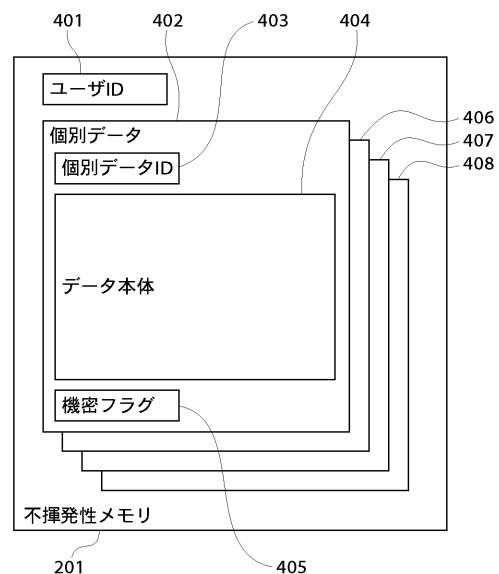
【図2】



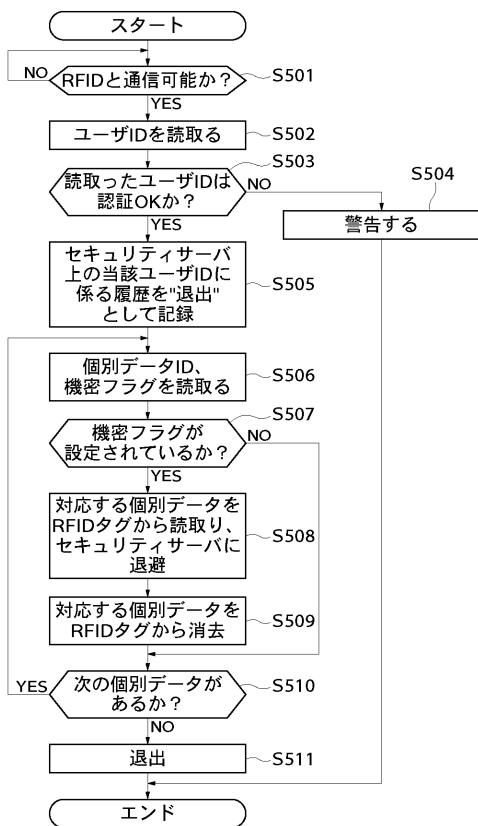
【図3】



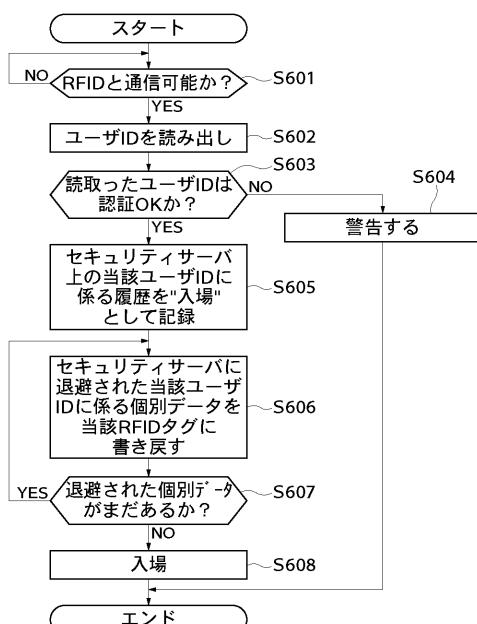
【図4】



【図5】



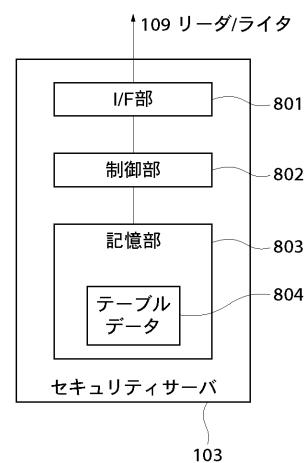
【図6】



【図7】

NO.	USER ID	入退場状況	退避させた機密情報
1	13114032	入場	—
2	13114039	退場	aaa.txt
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮

【図8】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I
G 0 6 K 17/00 L
G 0 6 K 17/00 S
H 0 4 L 9/00 6 7 3 E

(56)参考文献 特開2001-344369 (JP, A)

特開2003-110490 (JP, A)

特開2003-242285 (JP, A)

特開2003-288275 (JP, A)

特開2004-078808 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 0 6 F 2 1 / 2 4
G 0 6 F 2 1 / 0 2
G 0 6 K 1 7 / 0 0
H 0 4 L 9 / 3 2